

平成

二十八年

五條市議会第一回臨時会会議録(第一号)

平成二十八年五月九日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十八年五月九日 午前十時開議

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 市長の提出議案の説明

第四 報第 四号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部改正)

第五 報第 五号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市国民健康保険税条例の一部改正)

第六 議第四十号 工事請負契約の変更契約の締結について

(第二号)

追加 第一 発議第七号 市民の利便性を考えた新庁舎建設計画を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 養田全康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	好成
教育長	堀内
理事（総務部長）	山田
技監	八田
市長公室長	福田
危機管理監	山本
	修二
	彦護
	宏起
	吉紀

二番	平岡
三番	牧野
四番	宗部
五番	吉田
六番	窪佳
七番	岩本
八番	福塚
九番	山口
十番	吉田
十一番	益田
十二番	大谷
	龍吉
	雅耕
	佳康
	雅清
	雄博
	範司
	実孝
	秀正
	寛一
	司

事務局職員出席者

午前十時零分開会

事務局長
事務局次長
事務局係長
事務局主任
速記者

竹本 勝治
久保 彦
辰巳 輔
片山 美
柳ヶ瀬 美

すこやか市民部長
あんしん福祉部長
産業環境部長
都市整備部長
教育部長
総務部次長（財政課長）
西吉野支所長
大塔支所長
水道局長
会計管理者
秘書課長
企画政策課長
土地開発公社事務局長

坂口 慎一
稲次 裕美
辻田 祥友
河田 博幸
松井 和永
和田 剛明
山本 利恵
泉谷 進治
松本 武士
西本 智美
中本 久美
上田 賢二

○議長（吉田 正）ただいまから、平成二十八年五條市議会第一回臨時会を開会いたします。

本日、平成二十八年五條市議会第一回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位には、どうか議案審議に御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

会議に入ります前に、去る、四月十四日に発生いたしました、平成二十八年熊本地震によりお亡くなりになりました方々の御冥福と、被災者へのお見舞いを申し上げ、一分間の黙とうをささげたいと思います。

議場内の皆様、御起立をお願いいたします。

（議場内起立）

○議長（吉田 正）黙とう。

（黙とう）

○議長（吉田 正）黙とうを終わります。

御着席ください。

御協力ありがとうございました。

○議長（吉田 正）初めに、去る、四月一日付けで職員の人事異動がありましたので、この際、課長級以上の職員について、樫内副市長から紹介をしていただきます。

○副市長（樫内成吉）自席から失礼をさせていただきます。

命によりまして、去る、四月一日付けで発令いたしました人事異動のうち、技監・部長・次長及び課長級につきまして、機構順に紹介申し上げます。

なお、前職及び敬称は省略させていただきます。

まず、技監、八田 護でございます。

次に、部長級でございます。

すこやか市民部長、坂口慎一でございます。あんしん福祉部長、稲次裕美でございます。産業環境部長、辻田祥友でございます。都市整備部長、河田博幸でございます。教育部長、松井和永でございます。

次に、次長級でございます。

総務部次長・財政課長事務取扱、和田剛明でございます。あんしん福祉部次長・養護老人ホーム花咲寮長事務取扱、中井久代でございます。産業環境部次長・農林政策課長事務取扱、井上 昭でございます。産業環境部次長・企業観光戦略課長事務取扱、石田茂人でございます。都市整備部次長・公園緑地課長事務取扱、小西正和でございます。水道局長、松本武士でございます。会計管理者、松本智美でございます。

次に、課長級でございます。

企画政策課長、中本賢二でございます。税務課長、小森比登美でございます。危機管理課参事、山崎祥史でございます。危機管理課危機管理専門主幹、河合良晃でございます。危機管理課主幹、山田泰教でございます。市民課長、倉本嘉美でございます。保健福祉センター所長、吉原克彦でございます。社会福祉課長、木ノ下吉正でございます。児童福祉課長、水本俊明でございます。生活環境課長、吉田拡司でございます。みどり園所長、平己富長でございます。地籍調査課長、井筒昭則でございます。下水道課長、馬場 孝でございます。西吉野支所、地域振興課長、森川義彦でございます。水道局次長、東 純司でございます。出納室長、鹿田里子でございます。教育委員会事務局、教育総務課長、青木雅俊でございます。同じく、学校教育課長、福塚 裕でございます。同じく、生涯学習課長、角谷末美でございます。同じく、文化財課長、山本 誠でございます。監査委員事務局長、松本成人でございます。農業委員会事務局長、上垣内盛幸でございます。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十八年第一回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、四月十四日に発生しました平成二十八年熊本地震により熊本県や大分県に甚大な被害が発生いたしました。この地震による犠牲者の方に哀悼の意を表するとともに、被災した方々にお見舞い申し上げ、一刻も早い復旧をお祈りいたします。

さて、本臨時会には専決処分の報告二件、及び工事請負契約の変更契約の締結案件を提出させていただいております。

議員各位にはよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、平素のお礼と開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田 正）ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司登壇〕

○二番（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、去る三月二十五日午後三時から、御所市役所本館三階会議室において開催されました、やまと広域環境衛生事務組合議会平成二十八年第一回定例会の報告をいたします。

会議では、まず、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定並びに会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日とすることが決定されました。

続いて、議案審議に入り、平成二十七年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）の専決処分の報告について、平成二十六年年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、平成二十七年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）について、平成二十八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算の四議案を一括議題とし、管理者より提案理由の説明を求めました。

まず始めに、平成二十七年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）の専決処分の報告については、予算規模に変更はなく、新たに待機所用地取得に伴う移転補償費七千万円を増額し、施設建設費の同額を減額し、調整を図り、地方自治法の規定により専決処分をしたものである。

次に、平成二十六年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであり、一般会計の決算の概要として、歳入総額五億四千九百六十七万六千六百六十

五円で、歳出総額三億七千六百二十二万三千三百三円で、歳入歳出差引額は一億七千三百五十五万四千三百六十二円となり、翌年度へ繰越すべき財源を除く実質収支は、一億七千三百五十五万四千三百六十二円となり、平成二十七年年度へ繰越したものである。

次に、平成二十七年年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の補正予算の内容については、ごみ処理施設建設工事におきまして、当初予算で計画しておりました工事出来高に達しない見込みのことから執行残額を、地方自治法第二百十三条第一項の規定により、八億五十万円を翌年度に繰越明許費とするものである。

次に、平成二十八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は、それぞれ七十六億九千八百五十六千円で、歳入の主なもの、本組合を構成する御所市・田原本町・五條市の負担金で、御所市が十三億三千七百八十一万九千円、田原本町が十七億三千四百五十二万六千円、五條市が十七億三千八百四十二万二千円の合計四十八億一千七十六万七千円、国庫補助金の循環型社会形成推進交付金で二十八億八千六百五十二万一千円を計上し、歳出の主なものは、一般管理費では組合事務運営に伴う諸費用及び派遣職員給与負担金等経常的費用の必要見込み額六千六百九十九万円を、衛生費では、新ごみ処理施設建築工事費並びに外構工事費、施設運営管理業務委託料、施設内備品購入費、継続事業として施設建設工事設計施工管理業務委託料など、七十六億三千九十四万円を計上するものであると詳細な説明を受けた後、質疑を経て慎重審議の上、採決を議案ごとに行った結果、全会一致で原案のとおり可決、承認されました。

以上、概要を申し上げます、やまと広域環境衛生事務組合議会平成二十八年第一回定例会の報告といたします。
ありがとうございました。

○議長（吉田 正） 以上でやまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

○議長（吉田 正） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

以上、三名の方をお願いいたします。

三番	牧	野	雅	一	議員
四番	宗	部	康	寛	議員
六番	窪		佳	秀	議員

○議長（吉田 正）次に、日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、去る四月二十七日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日一日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは本臨時会に提出の議案について御説明申し上げます。

報第四号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市税条例等の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、平成二十八年度の市税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第五号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、平成二十八年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

議第四十号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、（仮称）五條総合体育館建設工事の請負金額、二十二億八千三百六十六万円を三千四百八十一万九千二百円増額して二十三億一千八百四十七万九千二百円で村本・田原特定建設工事共同企業体 代表者 村本建設株式会社 奈良本店と、工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上がこのたび提出いたしました議案の概要であります。

議員各位には、慎重審議の上、御議決、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第四号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程いただきました報第四号、五條市税条例等の一部改正の専決処分分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）等が、平成二十八年三月三十一日に公布されたことに伴いまして、平成二十八年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、平成二十八年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本臨時会におきまして報告し承認を求めるものであります。

恐れ入りますが、議案書三ページをお願いいたします。

第一条関係につきまして、御説明させていただきます。

第十八条につきましては、行政不服審査法の施行に伴う文言整備を行うもの及び軽自動車税の環境性能割の導入により、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するための規定の整備を行うものであります。

第十九条につきましては、最高裁の判決を踏まえ、国税における延滞税の計算期間の見直しに準じて、修正申告等の場合における延滞金の計算期間の見直しがされたことに伴う文言の整理を行うものであります。

次に、第三十四条につきましては、法人税割の税率が引き下げられることに伴う改正でございます。

次に、第四十三条につきましては、普通徴収に係る個人の市民税について、先ほど第十九条で御説明させていただきました、修正申告等の場合における延滞金の計算期間の見直しがされたことに伴う改正でございます。

四ページから五ページを御覧いただきたいと思います。

第四十八条及び第五十条につきましては、法人の市民税について、第四十三条と同じく延滞金の計算期間の見直しがなされたことに伴う改正でございます。

恐れ入りますが、議案書六ページを御覧いただきたいと思います。

第五十六条及び第五十九条につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものについて、固定資産税が非課税措置とされたことに伴う改正であります。

第八十条につきましては、軽自動車税の環境性能割の納税義務者等について規定すること、及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行うものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

第八十一条につきましては、軽自動車税のみなす課税について、規定の整備を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

第八十一条の二につきましては、日本赤十字社の所有する救急用の軽自動車について、非課税とされたことに伴う改正であります。

第八十一条の三及び四につきましては、環境性能割の課税標準及び税率について、規定を新設するものであります。

第八十一条の五及び六につきましては、環境性能割の徴収方法及び申告納付について、規定を新設するものであります。

第八十一条の七及び八につきましては、環境性能割に係る不申告等に関する過料及び減免について、規定を新設するものであります。

第八十二条から十一ページの第九十一条につきましては、軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行うものであります。

附則第六条につきましては、個人の市民税に係る、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定の新設を行うものであります。

次のページを御覧いただきたいと思います。

附則第十条の二及び三につきましては、地方税法等の改正に伴う固定資産税に関するわがまち特例の創設に係る規定の整備を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

附則第十五条の二、三、四及び六につきましては、軽自動車税の環境性能割の特例の規定を新設するものであります。

附則第十五条の五につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付についての規定を新設するものであります。

附則第十六条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の一年延長及び環境性能割の導入に伴い軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行うものでございます。

次に、第二条関係につきまして御説明申し上げます。

議案書十五ページをお願いいたします。

一昨年度改正されました、平成二十六年三月五條市税条例第十六号につきまして、地方税法等の改正により、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行うものであります。

次に、第三条関係につきまして御説明申し上げます。

議案書十七ページをお願いいたします。

昨年度改正されました、平成二十七年三月五條市税条例第十七号につきまして、地方税法等の改正により、たばこ税の経過措置に係る文言の整備を行うものであります。

次に、第四条関係につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十八ページをお願いいたします。

第二条につきましては、固定資産の課税標準の特例措置に伴う地方税法等の改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

附則第十五項から附則第十項までにつきましては、地方税法及び条例改正等に伴う項ずれ等に伴うものであります。

附則第九項につきましては、わがまち特例の割合を定めるものであります。

次に、第五条関係につきまして御説明申し上げます。

議案書十九ページをお願いいたします。

行政不服審査法の施行に伴い、本年三月議会で御承認いただいた、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例における五條市固定資産評価審査委員会条例の規定の整備を行うものであります。

最後に、附則につきましては、第一条で本条例の施行期日を、第二条で市民税に関する経過措置を、第三条で固定資産税に関する経過措置を、第四条で軽自動車税に関する経過措置を、第五条で五條市都市計画税条例に関する経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました報第五号、五條市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成二十八年三月三十一日に公布され、同年四月一日から施行されることに伴い、平成二十八年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十八年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本臨時会におきまして報告し、承認を求めるものであります。

条例改正の内容につきましては、地方税法施行令の改正に併せて、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を引き上げる改正と、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得を引き上げる改正であります。

それでは、改正条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず最初に、五條市国民健康保険税条例第二条第二項及び同条第三項並びに第二十一条におきまして、国民健康保険税の課税限度額の基礎課税額を、五十二万円から五十四万円に、同じく後期高齢者支援金等課税額を十七万円から十九万円に、それぞれ改正するものであります。

次に、第二十一条第二号におきましては、低所得者の保険税の均等割、及び世帯割に係る五割軽減、また同条第三号におきましては、二割軽減のそれぞれ軽減判定所得を引き上げるよう改正を行うものであります。

最後に、附則につきましては、第一条で施行期日を、第二条で適用区分を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十号 工事請負契約の変更契約の締結について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）ただいま上程いただきました議第四十号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十七ページを御覧願います。

本議案につきましては、平成二十七年三月二日から工事を行っています（仮称）五條総合体育館建設工事において、工事設計内容の変更に
より契約金額の変更が発生するにあたり、地方自治法の規定に従いまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、名称は、（仮称）五條総合体育館建設工事でございます。

変更前の契約金額（税込み）につきましては、二十二億八千三百六十六万円でございます。

変更後の契約金額（税込み）につきましては、二十三億一千八百四十七万九千二百円でございます。

今回変更による増額（税込み）につきましては、三千四百八十一万九千二百円でございます。

契約の相手方につきましては、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾二一番地の一 村本・田原特定建設工事共同企業体 代表者 村本建設株式

会社 奈良本店 取締役常務執行役員本店長 市岡 武でございます。

変更理由でございますが、本体育館北側に建設を予定しております防災力強化棟（増築等）の施設の建設に伴い必要となります敷地造成工事と、送受電工事及び給排水管工事等を施設の建設より先行して実施するための変更でございます。

敷地造成工事につきましては、防災力強化棟の敷地を確保するために当初予定していました、ブロック積み擁壁の法線及び工事延長を変更し、対応するものでございます。

電気設備工事につきましては、防災力強化棟の自家発電装置から体育館への非常時の送電や体育館本体からの通常の受電のために必要な配線や配管を、経済性及び施工性の観点から、体育館本体と一体的に施工するものであります。

また、機械設備工事の給排水配管工事につきましても、同様に体育館本体の配管に接続する必要があるため、共同企業体で施工を予定しております舗装版等を、取り壊しするなどの手戻りが生じないよう、体育館本体と一体的に施工するものであります。

以上で議第四十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」、「十二番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今回の変更によって増額する契約なんですけれども、新たに入札するとどれだけの日数が要するのかと、そしてまた、どれだけの金額が追加されるのか。

変更契約することによってのメリット・デメリットについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず日数ですが、一括発注した場合の日数によりますと、入札までが約二箇月から約二箇月半ほどになる予定です。

それと金額なんですけれども、本体工事の変更ということで二十二億八千万円の経費を使つての変更で、三千四百八十万円の増額となっております。別発注すれば経費率が高くなり、約四千万円程度になると思われます。

それとメリット・デメリットなんですけれども、今回審議をお願いしております変更で、造成工事の一段目のブロック積みが防災力強化棟の施設の建設に伴い現在、体育館の本体工事をしております共同企業体が当初予定していた一段目のブロック積みを、仮設の盛土構造に変更

し、対応している部分にあたります。

今回の臨時会で御承認をいただき、既に完成しております二段目のブロック積みを仮設盛土で支える仮設構造から構造物のブロック積みで支える永久構造とするため、体育館本体工事を変更し早期の安定化を図りたいと考えております。

また、電気設備工事につきましては、管の開けなどで共同企業体の品質確保の観点や経済性及び施工性の観点から、また、機械設備工事の給排水管工事につきましては、舗装版等を取り壊しするなどの手戻りが生じさせないようにする観点から体育館本体と一体的な施工が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ちょっと専門的な表現で分かりにくい面がありますので、確認しておきたいと思いますが、この間、議会の附帯決議で柔道を始めとする武道の畳等の必要な資材の置く、総合的な施設の建設が要望されておりますけれども、この費用は造成工事の費用だけで施設工事は入っていないと思うのですけれども、その辺もう一度確認しておきたいのと。

それともう一つ、自家発電施設の設置も議員の方から意見が出ておりましたけれども、今回のこの増額の契約金額の中には自家発電設備施設そのものは入っているのか入っていないのか、ちよつとその辺、答弁をいただけますか。

○議長（吉田 正） 河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

施設の建設は今の変更には入っておりません。

それと自家発電棟は今回建設する棟の一階部分に設置する予定で、今回の工事には入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）お諮りします。

ただいま議会運営委員会から、市民の利便性を考えた新庁舎建設計画を求める決議が提出されました。

この際、本案を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（吉田 正）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）追加日程第一、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第七号、市民の利便性を考えた新庁舎建設計画を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年五月九日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。（「三番」の声あり）議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）ただいま上程されました発議第七号、市民の利便性を考えた新庁舎建設計画を求める決議について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

市民の利便性を考えた新庁舎建設計画を求める決議（案）

先の三月定例会におきまして、五條市役所の位置を変更する条例の制定を可決し、平成三十二年度の庁舎完成に向けた計画が始まりました。本年、二月二十二日に奈良県で行った「五條市中心市街地地区まちづくりに関する基本協定」の方針の中に、シビックコアの形成と周辺地域の活性化があげられ、また、五條市が定めるまちづくり構想においては、新庁舎建設予定地を公共サービス充実ゾーンとし、「安心して暮らせる・安心して移動できる・にぎわい交流の場づくり」と位置付けられ、国及び県などの出先機関と新庁舎を集約する計画が示されています。

そこで、五條市議会といたしましても、五條市が定めるまちづくりの基本方針に沿い、行政関係の施設のみならず、民間施設も含めた官民一体となった市民開放型のシビックコア形成の施設となることが望ましいと考えます。

また、先日、五條市商工会からの要望で、老朽化している建物の問題や関係機関と連携することにより、より効率性の高い円滑な運営ができると捉え、集約する施設に商工会事務所等スペースを確保願いたいとの要望も提出されております。

つきましては、今後の新庁舎建設計画にあたり、関係機関や民間団体とも十分調整をお願いし、市民に愛され、より利便性を考えた中心市街地の拠点整備施設計画となりますよう求めるものである。

以上、決議する。

平成二十八年五月九日

五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御精励いただき、円滑なる運営に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

市長を始め理事者側各位には市政発展のため事務事業の執行にますます御精励を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶がございます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十八年第一回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともお忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案につきましては原案のとおり可決、承認をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

議員各位にはどうぞ健康に十分御留意をしていただき、さらに御活躍賜りますことを申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（吉田 正） これをもちまして、平成二十八年五條市議会第一回臨時会を閉会いたします。

午前十時五十分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 吉 田 正

署 名 議 員 牧 野 雅 一

署 名 議 員 宗 部 康 寛

署 名 議 員 窪 佳 秀